

2018年11月2日

人事院 総裁　一宮なほみ様

特定非営利活動法人DPI（障害者インターナショナル）日本会議

　議長　平野みどり

国家公務員 障害者選考試験 受験案内についての要望

私たちDPI（障害者インターナショナル）日本会議は全国96の障害当事者団体から構成され、雇用・労働分野も含めて、社会のあらゆる場面で障害の種別や程度に関わりなく障害のある人もない人も共に生きることができるインクルーシブな社会（共生社会）の実現に向けて活動しています。

さて、11月1日に人事院から「国家公務員 障害者選考試験 受験案内」が出されました。受験上の配慮としてパソコン持ち込み可能等を例示するなど、多様な障害者が受験できる環境整備に配慮されており、障害者雇用促進法の趣旨に沿ったものと捉えております。これを第一歩として、今後各省で行われる二次試験においては、今回示された内容に加えて手話通訳や筆記通訳なども含めて合理的配慮が実施されることを期待します。

さらに、この受験案内において改善が求められる点がありますので、以下の２点について早急な対応を要望いたします。

要望事項

1. 調査票の「５受験上の配慮」に「試験時間中の糖質類などの補飲食及び服薬等」を追記してください。

これは、障害や難病などで服薬等が欠かせない人に必要な項目です。平成17年11月9日障害者施策推進課長会議決定「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について」の付表「申請書等における配慮のイメージ」にも例示されている項目です。<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sikaku.html>

1. 受験申込書と調査票もテキストファイルで提供してください。

視覚障害者の情報保障として受験案内はテキストファイルで提供されておりますが、受験申込書と調査票はPDFファイルのみでとなっています。調査票には合理的配慮に関わる記載事項があるのでPDFファイルが読めない（読み上げられない）場合、その情報にたどり着けなくなります。受験申込書と調査票についてもテキストなどアクセシビリティが確保されたフォーマットでの提供をお願いします。